

吉賀町

物価高騰等対策経営継続補助金

令和5年1月の消費者物価上昇率は、40年ぶりに4.0%を超えました。この原油価格や物価高騰の影響により、経営負担が増大している町内事業者等の持続的な経営に向け、事業者が実施する販路開拓や生産性向上を図るための取り組みを支援します。

補助対象者

町内において事業所又は店舗等を有する者(性風俗関連特殊営業に該当する事業者は除く)で次のいずれにも該当する者 ※農林業者も対象です。

- ・販路開拓や生産性向上を図るための取組みを行う者
- ・納期の到来した町税等に滞納がない者
- ・申請者等が暴力団等に関与していない者
- ・今後も引続き事業を継続していく意思のある者

補助対象経費	補助率	事業者区分 (令和元年から令和4年のいずれかの年の売上高)	交付の限度額
補助対象経費は次に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)とする。 ①改修費 ②備品購入費 ③広告宣伝費 ④ウェブサイト関連費 ⑤展示会等出店費 ⑥その他町長が認める経費	2/3	50万円以上100万円未満	5万
		100万円以上300万円未満	10万
		300万円以上500万円未満	20万
		500万円以上	30万

補助対象外経費

汎用性が高い備品(パソコン・カメラ等)、消耗品(マスク・消毒液・事務用品等)、恒常的に実施している取組み、チェーン店等が親会社、フランチャイズ本部等の意向に沿って実施する共通的なキャンペーン・広告宣伝に係る費用、商品の原材料費、単なる取替え更新の機械装置等の購入費、国庫補助金、県補助金又は他の町補助金等の交付を受けている又は受ける見込みである経費 など

申請期間

令和5年7月3日から令和5年10月31日(必着) (1回限り)

※令和6年2月28日までには事業を完了すること

※令和5年4月1日以降で交付決定の前に完了した事業に要した経費については、適正と認められる場合には、補助金の対象とする

申請書類等

申請時:確定申告、見積書、写真、製品カタログ等 写し

完了時:見積書、領収書、写真等 写し

〒699-5301 吉賀町柿木500-1

吉賀町役場産業課

TEL:0856-79-2213 FAX:0856-79-2344

